（本號い面）　明治二十五年六月二十二日　（明治廿五年六月廿二日　郵便報知新聞　第三千三百七十五號）　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千三百七十五號
明治廿五年六月廿二日　水曜日
舊暦壬辰五月廿八日　（乙酉）
日出午後四時五十六分　日入午後六時三分
月出午前二時三分　月入午後四時三十五分
滿潮午前四時五十九分　干潮午前二時二十七分
（西暦一千八百九十二年）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月遲休刊〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（賠金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるあり寡から ず偏り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信をば頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

醫師開業試驗規則

衆議院に出でたる漢法醫繼續の請願及び醫師開業試驗規則の改正案は未だ議決に至らざる中に議場の閉會と爲り可否を見ずして止みたれども思ふに此種の案の出でたるは決して偶然に非ず其由來する所の事情を尋ぬれば至て深きものあるが故に今回は假令ひ議決に至らざるにもせよ次會の議會には必ず更に再現して或は否決さるゝあるも再三再四遂に議決に至らざれば止まざるべしとならん抑も漢法醫術の學理上取るに足らざるは今更ら述ぶる迄もなく世人の既に知る所にして實は漢法家自身と雖も其運命を覺悟したる程なる今日に當りて端なく再燃の勢を逞しうするは必ず故なきを得ず我輩の所見を以てすれば其原因は現行醫師開業試驗規則の高尚に過ぐるが爲めに外ならずと信ずるものなり近年來日本社會の風潮を見るに西洋文明の氣風は到る處に流行して之に反對を試みるものなきのみか一般の人氣は唯その流行に後るゝことを是れ恐るゝのみ即ち文明進歩の大勢にして政治法律教育兵制を始めとして日常の衣服飲食に至るまでも只管その風を學んで互に相誇る其最中に假令ひ醫流の人々と雖も獨り窓物に安んじて自から得々たるものはある可らず現に漢法家の所謂る所を聞くに其子弟にして一たび解剖生理の初歩を學ぶときは自から其家學の荒誕無稽なるに驚て躬ら之れを顧みるものなしと云ふ眞理原則の爭ふ可らざるは其人々も亦自から認むる所にして道理を以て勝つの望は萬々なれなきに然るに漢醫復活の說、今日の社會に出でゝ案外に贊成者の多きは自から他に原因あるを知る可し即ち我輩が其原因を現行の試驗規則に歸したる所以にして此事に就ては從來論じたる所も少からざれども今日の場合に臨んでは重ねて醫政當局者の注意を乞はざるを得ず現行の規則は完全なる點に於て申分なけれども其試驗科目は何分にも高尚に過ぎて容易に門に入るを許さゝるが故に天下の醫たらんとする者は恰も其路を鎖されて進むに由なく止むを得ずして漢法繼續の血路を開き以て免許の自由を得んとするに過ぎざるのみ故に漢法繼續に贊成者の多きは必ずしも其道の再興を謀るの熱心に非ず唯今の試驗規則の束縛を免れんとする一種變態の運動たるに過ぎず其情は寧ろ憐む可きものと云ふ可し元來醫道の目的は病苦を輕くし死者の割合を少なくするより外ならざれば今の日本社會に於ては高尚なる少數の醫師を養成するよりも寧ろ文明醫學の主義をさへ了解すれば先づ夫れにて十分なりとして兎にも角にも學醫の領分を廣くし幾歳月の間に遂に本來の大目的を達するの工風あと肝要なれ之を醫略と云ふ、醫道の本願は醫略に由て成就するとと知る可し德川の末年に越前の福井藩にて醫制を一變し藩内の醫師は西洋流のものに限り一切漢法醫の開業を禁じたるあとあり勿論當時の事とて純粹の西洋醫とは甚だ稱れなりしかば醫流の狠狽は一方ならず去れば止むを得ずして一夜の中に其流義を變じたるものも多しとは云ふ一夜の轉業、迚に流義を新にするあと能はざるは無論なれども數十年の後に至り此一令の影響する所甚だ容易ならず今日越前地方には殆んど漢醫流の跡を絶つのみならず近時の醫師社會に越前出身の學醫少なからざるを見ても之を知る可し左れば醫師の試驗の如き必ずしも始めより高尚なるを要せず學理の大要を知るを以て十分なりとし其學醫の數を多くせんと目下の急務にして即ち醫略上に務む可き處なるに今の當局者は醫學に於ては敢て間然する所なきも醫略の一點に就ては毫も注意する所なく只管高尚を旨として試驗の方法を離澁にし遂に一般の反動を招きて漢醫復活の氣焰を再燃せしめたるは學者固有の愚直拙劣と云ふの外なし頑井藩當日の當局者に對しても面目なかる可し故に最後の策は唯試驗の規則を寛にして廣く醫師入學の門を開くに在るのみなれども尚は此透に心付かずして油斷もあらば其油斷の間に漢醫論は議會を通過して意外の結果を見るに至るやも知る可らず我輩は醫政の當局者が今の中より醫略を運らして大に醫門を開かんみとを文明醫道の爲めに祈るものなり

官報

○法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル鐵道敷設法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年六月二十日

内閣總理大臣　兼　伯爵松方　正義
大藏大臣内務大臣　子爵高嶋鞆之助
陸軍大臣　子爵大山　巌

法律第四號
鐵道敷設法

第一條　鐵道ハ帝國ニ必要ナル鐵道ヲ完成スル爲漸次施設ノ線路ヲ調査及敷設ス

第二條　豫定鐵道線路ハ左ノ如シ

中央線
一神奈川縣下八王子若ハ神奈川縣下淵野辺ヨリ山梨縣下甲府及長野縣下飯田ヨリ經テ伊那郡若ハ西筑摩郡ヨリ愛知縣下名古屋ニ至ル鐵道
一長野縣下長野若ハ篠ノ井ヨリ松本ヲ經テ前項ノ線路ニ接續スル鐵道
山梨縣下甲府ヨリ韮岡縣下岩淵ニ至ル鐵道
中央線及北陸線ノ連絡線
一岐阜縣下岐阜若ハ長野縣下松本ヨリ岐阜縣下高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道
北陸線
一福井縣下敦賀ヨリ石川縣下金澤ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ石川縣下七尾ニ至ル鐵道
北陸線及北越線ノ連絡線
一富山縣下富山ヨリ新潟縣下直江津ニ至ル鐵道
北越線
一新潟縣下直江津又ハ群馬縣下前橋若ハ長野縣下豊野ヨリ新潟縣下新潟及新發田ニ至ル鐵道
北越線及奥羽線ノ連絡線
一新潟縣下新發田ヨリ山形縣下米澤ニ至ル鐵道若ハ新潟縣下新潟ヨリ福島縣下若松ヲ經テ白河、木宮近傍ニ至ル鐵道
奥羽線
一福島縣下福島近傍ヨリ山形縣下米澤及山形、秋田縣下秋田青森縣下弘前ヲ經テ青森ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ山形縣下酒田ニ至ル鐵道
一宮城縣下仙臺ヨリ山形縣下天童若ハ宮城縣下石巻ヨリ小牛田ヲ經テ山形縣下船形町ニ至ル鐵道
一岩手縣下黒澤尻若ハ花巻ヨリ秋田縣下横手ニ至ル鐵道
一岩手縣下盛岡ヨリ宮古若ハ山田ニ至ル鐵道
一東京府下上野ヨリ千葉縣下千葉、佐倉ヲ經テ銚子ニ至ル鐵道及本線ヨリ分岐シテ木更津ニ至ル鐵道
一茨城縣下水戸ヨリ福島縣下平ヲ經テ宮城縣下岩沼ニ至ル鐵道
近磯線
一常陸縣下常陸ヨリ三春縣下上石橋ニ至ル鐵道
一大阪府下大阪若ハ奈良縣下八木又ハ高田ヨリ五條ヲ經テ和歌山縣下和歌山ニ至ル鐵道
一京都府下京都ヨリ奈良縣下奈良ニ至ル鐵道
一京都府下京都ヨリ新縣ニ至ル鐵道
山陽線
一廣島縣下三原ヨリ山口縣下赤間關ニ至ル鐵道
一廣島縣下賀田市ヨリ吳ニ至ル鐵道
山陰線
一京都府下舞鶴ヨリ兵庫縣下豊岡、鳥取縣下鳥取、島根縣下松江、濱田ヲ經テ山口縣下山口近傍ニ至ル鐵道
山陰及山陽連絡線
一兵庫縣下姫路ヨリ生野若ハ福山ヲ經テ京都府下舞鶴又ハ郡部ニ至ル鐵道若ハ兵庫縣下姫路近傍ヨリ鳥取縣下鳥取ニ至ル鐵道又ハ岡山縣下岡山ヨリ津山ヲ經テ鳥取縣下米子及境ニ至ル鐵道若ハ岡山縣下倉敷又ハ玉島ヨリ鳥取縣下境ニ至ル鐵道
四國線
一香川縣下琴平ヨリ高知縣下高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道
一徳島縣下撫養ヨリ前項ノ線路ニ接續スル鐵道
一香川縣下多度津ヨリ愛媛縣下今治ヲ經テ松山ニ至ル鐵道
九州線
一佐賀縣下佐賀ヨリ長崎縣下佐世保及長崎ニ至ル鐵道
一熊本縣下熊本ヨリ三角ニ至ル鐵道及宇土ヨリ分岐シ八代ヲ經テ鹿兒島縣下鹿兒島ニ至ル鐵道
一熊本縣下熊本ヨリ大分縣下大分ニ至ル鐵道
一福岡縣下小倉ヨリ大分縣下大分、宮崎縣下宮崎ヲ經テ鹿兒島縣下鹿兒島ニ至ル鐵道
一福岡縣下飯塚ヨリ厳田ニ至ル鐵道
一福岡縣下久留米ヨリ山廣ヲ經テ熊本縣下熊本ニ至ル鐵道
以上ノ線路ニ變更增減ヲ要スルモノアルトキハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ決定セシム

第三條　鐵道工事ハ緩急ニ應シテ其ノ期限ヲ豫期シ區分シ年期ノ工事ヲ繼續セシム

第四條　鐵道事業ニ要スル費用ハ公債ヲ募集シテ之ニ充ツ

第五條　鐵道公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五以下トス

第六條　鐵道公債ニ關シ本法ニ規定ナキモノハ總テ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ據ル

第二章　第一期鐵道及公債募集

第七條　豫定線路中左ノ線路ハ第一期間ニ於テ其ノ實測及敷設ニ着手ス
一中央豫定線ノ内神奈川縣下八王子若ハ神奈川縣下淵野辺ヨリ山梨縣下甲府及長野縣下飯田ヲ經テ伊那郡若ハ西筑摩郡ヨリ愛知縣下名古屋ニ至ル鐵道
一北陸豫定線ノ内福井縣下敦賀ヨリ石川縣下金澤ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道
一北越豫定線ノ内新潟縣下直江津又ハ群馬縣下前橋若ハ長野縣下豊野ヨリ新潟縣下新潟及新發田ニ至ル鐵道
一奥羽豫定線ノ内福島縣下福島近傍ヨリ山形縣下米澤及山形、秋田縣下秋田青森縣下弘前ヲ經テ青森ニ至ル鐵道
一山陽豫定線ノ内廣島縣下三原ヨリ山口縣下赤間關ニ至ル鐵道及廣島縣下賀田市ヨリ吳ニ至ル鐵道
一九州豫定線ノ内佐賀縣下佐賀ヨリ長崎縣下長崎及佐世保ニ至ル鐵道
一近畿豫定線ノ内大阪府下大阪若ハ奈良縣下高田若ハ八木ヨリ五條ヲ經テ和歌山縣下和歌山ニ至ル鐵道
一山陰山陽聯絡豫定線ノ内兵庫縣下姫路近傍ヨリ鳥取縣下鳥取ヲ經テ境ニ至ル鐵道又ハ岡山縣下岡山ヨリ津山ヲ經テ鳥取縣下境ニ至ル鐵道又ハ岡山縣下岡山ヨリ津山ヲ經テ鳥取縣下米子及境ニ至ル鐵道
一四國豫定線ノ内香川縣下琴平ヨリ高知縣下高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道
一九州豫定線ノ内佐賀縣下佐賀ヨリ長崎縣下長崎及佐世保ニ至ル鐵道
一熊本豫定線ノ内熊本縣下熊本ヨリ三角ニ至ル鐵道
一福岡豫定線ノ内福岡縣下福岡ヨリ厳田ニ至ル鐵道

第三條　豫定鐵道線路中私設ニ適スルモノアリテ其ノ豫定ノ期限ニ至リ上ニテラサレンカ之ヲ敷設スルトキハ其ノ會社ヲシテ其ノ敷設ニ當リ其ノ會社ヲシテ其ノ敷設ニ當リ其ノ會社ヲシテ其ノ敷設ニ當リ